

議案第59号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|------------------|------------------------------------|----|------------------|--|----|
| 第1条から第9条まで 略 | | | 第1条から第9条まで 略 | | |
| 別表第1から別表第6まで 略 | | | 別表第1から別表第6まで 略 | | |
| 別表第7（第2条関係） 略 | | | 別表第7（第2条関係） 略 | | |
| 事務の名称 | | 金額 | 事務の名称 | | 金額 |
| 略 | | | 略 | | |
| 犬の登録 | 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定による登録 | 略 | 犬の登録 | <u>狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定による登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の規定による登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）</u> | 略 |

略

略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。